別安3

1. 代理援助立替基準

| 業件の内 | St. | N 0 | | 英文等 俊 考 | 基準額 | <i>(</i> 0 * | 被数 | 位 得 教 |
|---|--|-----------------------------|------------------------|-------------------------------------|---|--|---|--|
| | | ~ 50万円未満 | 英 博 類 25,000円 | 1. 訴訟上の牧助の決定を求めるも | 64 000tD | #件の性質上特に処理が困難な | 1 排来に入手した会話が、3,000万円までは、そ | 事件の難為、出廷劉敦等を考慮し、増 |
| ①交通事故、その他損害 賠償請求、企賃請求事件 | | 一 50万円末16 円以上 100万円未満 | 35,000,00 | のとする. | | | の10% (税別) を基準とする。 | 減することができる。 出近回数は1回10,800円を基準とす |
| BUNKA, BUNKTIT | | 円以上 200万円未満 | | 2、新型上の状態の伏毛が入りつれ | 129, 600円 | 者類することができる。 | 現実に入手した会談が、3,000万円を超える部分 | 5. |
| l | | 円以上 300万円未満 | | なかった場合、中立ての手数料 (印 紙代) を迫加して支出する。 | 162,000円 | i | については、その超える部分の6%(規制)を加 算する。 | |
| l l | · · | | | | 183, 600円 | | 2. 当面取立てができない事件の保嗣金は64,800 | |
| | | 円以上 500万円未満 | | l | 216,000円 | | 円~129,600円とし、保存額を86,400円とする。 | |
| 1 | | 円以上 1,000万円未満 | 1 " | | 237, 600 FI | | 3. 和手方の額求を協論した場合の報酬をは、着 | |
| 1 | 1.00075 | 円以上 | | | (1)(002901 | | 手をの7割担当額とし、訴訟事件の場合は、出は | ł |
| ② 手形折卧 | | | (1)(の2分の1 | | (17002770) | | 回数に金10,800円を乗じた穏をこれに加算する。 ただし、出廷回数による加算額は、請求排除額の | l |
| | ì | | 1 | | | | 10%を終えないものとする。 | |
| | | | 25 000 (2) | 1. 新型上の数助の決定を求めるも | 64, 800FI | 事件の性質上特に処理が困難な | せけた料益が、1,000万円までは、その10%(税 | 1. 事件の難易、出話回数等の考慮につ |
| ① 所有権強認・登記株 消・明義請求・信地・借 | | ~ 50万円未満 円以上 100万円未満 | | のとする. | 97, 200円 | ものについては378,000円まで | 別)を基準とする。 | いては会鉄事件に同じ、 |
| 6. 公城時代, 四次, 四 | | 円以上 200万円末編 1円以上 200万円末編 | | 【2.新匙上の敷助の決定が受けられ 】 | 129, 600円 | 地類することができる | 受けた利益が、1,000万円を超え3,000万円まで | 2. 時価の算定は国土交通省の公示値 6. 相続般の路積価格を参考に決定す |
| l | | 円以上 300万円未満 | | なかった場合、中立ての手数料 (印 紙代) を追加して実出する。 | 162,000円 | | は、その超える部分の6%(段別)を加算する。 | Ä. |
| 1 | | 円以上 500万円未満 | , | MIN CEMO (XM. 5) | 183, 600円 | | 受けた利益が、3,000万円を超え5,000万円まで | 3. 受けた利益が不明の場合には、中 の実践を勘案し評価する。 |
| | | 円以上 1,000万円未満 | , | 1 | 216,000円 | i | は、その超える部分の5%(税制)を加算する。 | の美数を耐来しい出する。 |
| | | [円以上 | | ì | 237,600円 | | 受けた利益が、5,000万円を超える部分について | |
| ② 语地非型事件 | 1,000 | | 25, 000 円 | | 108,000円~162,000円 | | は、その超える部分の4%(規制)を加算する。 | |
| ② 境界确定事件 | | | 不動產事件に | | 162,000円~216,000円 | | | 1 |
| - A-7FREACTIT | l | | 増する。 | | 保律額を194、400円とする。 | W IN C. IN ST. 1. 45 17 45 19 47 (1) 50 4. | 1. 金銭その他の財産的給付がない又は当面取立 | 1. 受けた利益の算定については、扶 |
| ① 原络・認知等請求 | | | 35,000円 | 1. 訴訟上の牧助の決定を求めるも | | トのについては378,000円まで | ていてきない事件の報酬をは64,800円~129,600円 | 科の分割払いの場合には2年分、遺産: |
| | 1 | | 1 | のとする。 2.新色上の牧助の決定が受けられ | ○金銭請求を伴わたいもの 194,400円~248,400円 | 地域することができる | とし、健康制を66、WO円とする。 | 計事件については相続分の3分の1と し、報酬をはそれぞれその10%(収別) |
| 1 | l l | | | なかった場合、中立ての手数料(印 | 194、400円~248、400円 埋葬額を226、800円とする。 | | 2. 公示透遊事件は、64,800円~86,400円とする。 | とする. |
| | | | 1 | 抵代) を追加して支出する。 | A: 14 CH E 770 BOOLUE 1 2' | | 3、1にかかわらず、金銭給付のある場合には、 | 2. 事件の難品、出話回数等の考慮に |
| l · | | | | | 〇金鉄路水を伴うもの | | 金銭事件に準ずる。 | いては金銭事件と同じ。 |
| | l i | | | | 金銭請求と同様とする。 | | 4. 金銭以外の財産的給付のある場合には、不動 | |
| | l I | | | | ただし226,800円を下回らな | | 及・動産事件に増する。 | |
| . 1 | 1 1 | | | | いものとする。 | l | 5. 金銭その他の財産的給付のある場合の質問金の下限は86,400円とする。 | l |
| | 1 | | 1 | 1 | i l | | 77 F H21256, 400 F 2 7 5. | 1 |
| | | | 35, 000 P | | 金銭事件に挙げる。 | 折頼の算定は目的物の価額の3 | 金銭事件~不動産事件に事する。 | 1 |
| ② 遠産分割事件 | | | 35,000 | 1 | | 分の1を基準とする。 | (四章九郎) | |
| (調停も同様) | | | 35 000 P | 9 中立ての手数料(印紙化)は追加し | 162,000円~237,600円 | 事件の性質上特に処理が困難な | 1. 113.142円~166.628円に、出場回数1回につ | 事件の経幕等を考慮し、増減することがで |
| 1) | | | 33.0001 | て支出する。 | | ものについては378,000円まで | き10,800円を乗じた頃を加井する。 | l°. |
| | 1 | | l l | | | 増額することができる。 | 2. 1にかかわらず、金銭給付のある場合は、金 | |
| 5 | | | | ! | | | 数事件に増する。 | |
| : | | | 70.001 | 91. 保証会は遺加して支出する。た | 43, 200円~64, 800円 | | 本業事件と一括して決定する。 | 本案事件と保全事件の受任弁領士が具 |
|) ① 仮整押・仮処分 | | | 20,000 | だし、被援助者の直接負担を求める | 10.2007 | 1 | | る場合には実情に応じ決定する。 |
| ł | ł | | i | ことがある。 | l | | 1 | |
| | 1 I | | | 2. 登録免許税は追加して支出する | | | | |
| t | <u> </u> | | 20,000 | ii . | 129, 600 P ~ 194, 400 P | | 位銭事件~不動産事件に準する。 | |
| ② 労働事件断行仮始分 | 1 | | 1 | 1 | | | | |
| T 独制执行事件 | | | 20,000 | 平下納金は追加して支出する。 | ○独制執行単独技的の場合 | | 本実事件と一括して決定する。 | 本実事件と強制執行事件の受任弁領士 異なる場合には実情に応じ決定する。 |
| T MWWII ALL | 1 | | | 1 | 54,000円~75,600円 | 1 | 1 | A S T S T S T S T S T S T S T S T S T S |
| | 1 1 | | | | ○関連事件がある場合 | l l | Y | |
| 3) | 1 | | I | l . | 執行対象が不動産の場合 | , | 1 | 1 |
| ·· [| 1 | | | 1 | 54,000円~75,600円 執行対象が領権・勤務の場合 | 1 | | |
| | 1 | | 1 | 1 | 報行可取が傾用・節短の場合 43,200円~64,800円 | | l . | |
| : [| į l | | | .1 | C少額計算值值以行 | 1 | 1 | 1 |
| 1 | 1 | | C少額對於價權執行 | | 43, 200 P | al | | 1 |
| l | lL | | 15,000 | | 32, 400円~43, 200円 | | | T |
| ② 財産開示手続 | | | 15, 000 | " | 32, 400, 7 743, 2007 | | <u></u> | |
| 3 執行併止事件 | | | 10,000 | 円保証金は追加して支出する。ただ | \$4,000 P3~75,600 P | 9 | 本業事件と一括して決定する。 | 1 |
| A PILITE PIL | 1 | | 1 | し、被理助者の直接負担を求めるこ | 1 | i | 1 | ı |
| 3 | 1 | | - 1 | とがある。 | | | | |
| | | | 20,000 | 円 中立ての手数料 (印紙代) は追加し | | 一 は擬現在又は疾療過期その他! 件の性質上物に処理が困難ない | F 位数事件~不動应事件に挙ずる。 | 1 |
| ② 异苯键络苯件 | 1 | | | て支出する。 | 〇間停不調の本計 | - ロック・ナー・ナー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー | | 1 |
| ④ 民事網序事件 | 1 1 | | | 1 | 賃停事件の着手金の2分の1 | 似することができる。 | | i |
| ① 民事請停事件 | 1 1 | | 1 | | 1相当額を載じる。 | 1 | ☆ 知路・認知等請求事件に申する。 | |
| ① 民事調许事件 | | | | | 85, 400 Hy ~ 129, 600 h | | | 1 |
| ② 发音操作单件·发车 | | | 20,000 |)취 | の知识不知の大災 | 助する。 | | • |
| 次率減体率件・収率 審判率件のうち収率率を | ‡ | | 〇調停不調の | P) | ○調停不調の本訴 162,000i | 事件の性質上特に処理が困難 | 2 | |
| 立 変率調件率件・数率 審判率件のうち取事率件 手続法別表第二に掲げる | ‡ | | ○調停不調の 本部 | | ○調停不調の本語 162,000i | 円 事件の性質上特に処理が困難が ものについては194,400円まで | * | |
| ② 坂草護体事件・坂草 審判事件のうち取事事件 | ‡ | | ○調停不満の 本辞 35,000 | | 1 | 事件の性質上特に処理が困難 | 2 | |
| 立 変率調件率件・数率 審判率件のうち取事率件 手続法別表第二に掲げる | ‡ | | ○調停不調の 本部 | | ○調停不調の本訴 162,000i ○副停・本計一括理助 調停 86,400円~108,000i | 円 事件の性質上特に処理が困難が ものについては194、400円まで 増額することができる。 | te | |

| 4 | 88 | 2 | | Ш | 有平仓 | | 墨 | 48 |
|--|--|--|--|--|---|---|--|---|
| ② 資産者化等件のうち 廃産事件予貸役別収施一 に指げる単作 | 次事事件年収估別数 第一に指げる事件 (点年後見人等申立 | | 10,000円~20,000円 | ir E | 55 GF 54 32, 450円~43, 200円 | A Second | 8月としてなしとする。 ただし、李紫が弾車回程な過ぎた、 記録・経び等語決挙件に増する。 | Ţ |
| | 等件を除く。) 双年位見人等中立等件 | | 20,000円 | | | | | |
| 労働害科事件 | | | | 中立ての手数料 (印紙代) は追加して支出する。 | 3 | | 金戏事件一不能程事件に幸ずる。 | |
| 3) 保護命令等件 | | | 20, 000 FJ | | 〇口競弁論文は音等がある場合 129,600円 〇口競弁論文は音等等がない場合 54,000円 | 事件の社質上等に処理が出版な ものについては194,400円まで 物理することができる。 | | |
| 心 医切除全事件 | | | 20,000 F) (| 保全性の開発を含むとをは、30,000 円を環境に加算する。 | 64, 800円~86, 400円 | | 4変事件と一括して決定する。 | |
| 8 佐告·岐拉环等件 | | | 20,000円 反動を含む時は 35,000円 | | 会战事件~行政事件に加する, | | 医线等件~行政等件に禁ずる. | 数位所事件は、一審接助の時は一括して、決定する。 |
| ① 移外事件 | | | 50, 000 H | 教科は追加して支出する。 | 金钱事件一家事事件に増する。 | , | 会线事件一家事等件に寄する。 | |
| 新春 存 | | | 全位等件へ対数等件に増する。 | | | 1 | 全线事件一行政事件に助する。 | |
| ① 示缺交办事件 | 特に処理が簡単なも の | | 19, 000 P | | æ | 1. 文歩不成立の場合は本計を 関連援助する。費用は金銭等件 に降じ適宜減額する。 | 金钱草件一菜草草件に招する。 | |
| | 上記は外のちの | | 20, 000 FI | | 64, 800円~108, 000円 | 2. 等件の性質上的に必要が開 関なものについては162,000円 まで推算することができる。 | | |
| 3,0,76 | | | 5, 000 H | | 21,600円~43,200円 | | 金数率件に はずる, | |
| 以此,在 | | 1 보고 1 1 1 - 2 1 1 1 - 2 1 1 1 - 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 25. 000 FFF 25. 000 FFF 30. 000 FFF 33. 000 FFF | 天崎双方線的のときに、双方台は保備を吹の路を加加 信を吹の路を認に3,000円を加算 し、それぞれに分割して支出する。 | 100, 000 161, 2006 173, 8006 194, 4006 | 1、大路式が成功のときは、以 力を計び保護が高速地に 16.800円を加まし、それぞれ カカリーズ型は一ち。 カカリーズ型は一ち。 19.3 季件の地質上外に必要が 19.3 季件の地質上外にが 19.5 季件の地質上外にが 19.5 季件の地質上外にが 19.5 季件の地質上外に 19.5 季件の地質上外に 19.5 季件の地質 | | |
| 4 国已经经常体 | | 대략하다 11분 - 10분 11분 - 20분 21분기 上 | 23.000 FE | 1. 十からに対数の数を変換的です。 1. 1 + からの数を受けているのでは、 1. 1 + からの数を受けているのでは、 11 mmのが変にあってものを企画の 1. 2 + を対する。 2 - を対するがあります。 あ年 には200円を対象し、それぞれに対 関して変出する。 | 183, 600 100, 201 | 1、解解を作立る。00円まで、 利益的をしたができる。 19、大海の大海のからは、双 オクロ管理を使の対象的に、 46、60円を対策に、それぞれに、 46、60円を対策に、それぞれに 54、60円を対策に対する。 13、年からがについては25、65円 までが終することができる。 | | |
| 75 民事解生手徒 | | ##### 11% - 10% 11% - 20% 11% - 20% | 15, 000 PB 15, 000 PB 15, 000 PB | 1. す砂金は液体的を直接の出土する。 2. 大地ズが増加いときれ、基礎部 円に13.00円を加加し、それぞれに分 円的して変出する。 | 182, 000] 183, 600] 216, 000 | 1. 個人等主要資本付からい。 中人式製造中立がある事件に 1.4.00円を優大である事件に 1.4.00円を優大できる。 1.4.2.7.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2 | | |
| 3. 致收的资本条件 | | | 10,000円~25,000円 国建数营业包加导量 生产等企业区的空程 12,000円~1、国建 并建设。100円~1、国建 并建设。100円~1、国建 并建设。100円~1、国建 | | 54,000円~97,200円 国連技事を参加弁理士スは国連 弁理人が受任をとよる総合の様 毎型は75,600円とする。 | 条件の性質上等に処理が回路 ものについては40,40円まで 指数することができる。 | 、10年5年20元度第三位的を入手したときは、 会権等に関する。 より、当面和立れできない事件の解釈をは21.600円 21.800円とする。 21.600円とする。 | 事件の国本、出世的政等の等級について は会就等件と同じ。 |
| の ベーブを約減値形に 関ムペナの返送中立等 中・田台交送中立等年 (ベーダ条約等件) | | | H000'09 | | 291, 666円~567, 006円 | 事件の性質上特に処理が組織 ものについては266,000円まで 増数することができる。 | 1. 全性での他の対象的を行ぶたい、火に当時並立 では、できない。単年の個性性は7.20円~285.200円 とする。 1によったが、全性材がある場合は、 類等件に対する。 1. 金数以からがは他的は行かある場合には、不能 展・数据等件に等する。 | 1. 事件の協議。如使的政策の考慮につ 1. 不定金的事件。因じ、 2. 未驾客件上省本的外的工事件及证的 即執行事件の受任者上升的人的工程。 1. 电打印线的工程上的人员协会 1. 电打印线的分配。 |
| | 11位的工作 11位的 11位的 11位的 11位的 11位的 11位的 11位的 11位 | | 30, 000 FJ | 子部合は治なして天出する。 | 64, 8∪0 FJ ~97, 200 FJ | | 、金粒その他の財産的はのなりのある場合の保険を 1、保全地分の立を許文は強敵は行事件について 、本業と一路して代生する。 | 剤会はその10%(製料)とする. |
| 40年15日本版中立4 | 4 東部方法書類8 条節 1 東部方法書類8 条節 1 東部 1 東部 1 年間 1 | | 20, 000 FB | 等年の指数を認め回じたした。参加 自動な手続については10,000円まで 基礎することができる。 | 43, 200円~103, 000円 | 4 等件の性質や脂基度に応じて、 特に関与なり提については 21,600円まで減低することがで を、特に処理が回避なものにつ すっては20,000円まで増設する ・プロルスのの円まで増設する | 1. 113,143円~166,625円を基位とする。 2. 1に03からず、全位は付のある場合は、会 数等件に関する。 | 事件の組み、出別日益等を考慮し、明確 することができる。 |
| | | | | | - e | | | |

е

욁

₩

2. 立登基準にない観覧の専作については、手機管領等が最も近い事件の立管基準を専用する。

3. 既に代表理的スは音媒体成型的が打われた事件に関連する文件で、具件の関で争点。食料、非理信動の共通性が高く、文化者の負担が特に観い場合は、音子会を基準的研究性の全部のが光程度まで減越して次性することができる。

4、事件の機関、数値数をの物機等に関え、白出と認わる場合は、基準数を観覚機の会談を構設して決議することができる。

182 657日(ただし、ペーダ条的事件に38万円) 182 657日(ただし、ペーダ条的事件に38万円) 182 657日(ただし、ペーダ条的事件に最初1,026,371日とし、特に翻訳の必要性が高いものについては、故語歌者の後因する自応、事業の故質、審理の状況その始の事者を考慮して1,651,428日まで抽箇することができる。) 3. 協力文出程度的 (保疫信息(高大ら給予には成内として経過的容別的公子も。)
 (1) 確定符 (1. 底板過數等計算人 251人 255円 (1. 1 定股份等等 (1. 1 足股份 257円 (1. 1 足股份 257円 (1. 1 足股份 25. 1 (2. 1 足 25. 1 (2. 1 25. 1 (2

5万円 30万円(ただし、ハーグ条約事件は30万円) ((1)~(9)以外の実験すべいを合体しての政政性)

8、被滅犯罪が多数にわたる縁合の部所会 国一の政治、関环等の子供表において、複数的者が多数にむたる語台には、反抗者の等等も簡単での自然に応じ、1人をたり54,000日または第十ろことがらわる。

7. 以上の金額は、税別の秩序があるものを確され、ナスト税込秩序がめる。